

パナソニックEW友の会

代理店様福祉制度(代理店団体保険他)の規約



パナソニックEW友の会福祉制度にご加入いただきありがとうございました。
本制度は次のような取り決めになっていますので保険金等のご請求の場合、
必ずご一読いただきますようお願いいたします。

パナソニックEW友の会

パナソニックEW友の会代理店会員様福祉制度の規約

1. 目的

この制度は、パナソニックグループの取引先代理店の経営者及び従業員の福祉の増進をはかることによって代理店の一層の繁栄を期することを目的としています。

2. 制度の構成

この制度は、次の3つの制度をもって構成します。

1. 死亡保険金制度
2. 高度障害保険金制度
3. 入院見舞金制度

3. 加入資格

〈パナソニックEW友の会〉に加入された方

ただし、新規加入(増額)時において、次のいずれかに該当する場合は加入(増額)できません。

1. 満14歳6ヵ月以下の方および満60歳6ヵ月を超えた方。
(ただし前年より継続加入されている場合は、増額できませんが最高3口の範囲内で満65歳6ヵ月まで継続できます。)
2. 申込日から過去1年以内に下記の病気やケガで手術を受けたこと、または継続して14日以上入院をしたことがある方。

〈病気・ケガの例示〉

心臓病(心筋こうそく・心臓弁膜症・先天性心臓病・心筋症・狭心症)、高血圧症、脳卒中(脳出血・脳こうそく・くも膜下出血)、精神病、てんかん、ぜんそく、肺気腫、肺結核、胃かいよう、十二指腸かいよう、すい臓炎、肝臓病(肝炎、肝硬変)、腎臓病(腎炎、ネフローゼ、腎不全)、緑内障、がん、白血病、上皮内新生物、糖尿病、リウマチ、頭部外傷

3. 申込日から過去1年以内に上記の病気やけがで初診から終診までの期間が14日以上にわたる医師の治療・投薬を受けたことがある方。
この項に該当する方が加入(増額)し、その罹病または受傷により死亡、傷害または入院した場合には保険金・見舞金(増額の場合は増額分の保険金・見舞金)は支払われません。

4. 加入口数

この制度の加入口数は1人当たり5口を限度とします。加入口数は、毎年更新時に変更することができます。(ただし61歳以上の方は1人当たり1口～3口までです。)

なお、増額(増口)をされる場合は3.の加入資格を満たした場合に限ります。

5. 期間

この制度の期間は本年8月1日より始まり、翌年7月末日をもって終了とします。

6. 脱退

加入者が、次の各号の1つに該当したときは、その月をもってこの制度から脱退します。

1. 加入者が退職・死亡または高度障害の状態になられたとき。
2. 加入者が満65歳6ヵ月を超えたとき。
(65歳6ヵ月に達した直後の加入期間満了日をもって脱退となります。)
3. 加入者の所属する会社がパナソニックグループの取引先代理店でなくなったとき。
4. 加入者が継続加入の手続きを所定の期日までに完了されなかったとき。

7. 加入料

この制度の加入料は、加入者1名につき、次の通りとし、代理店で負担するものとします。なお、代理店でご負担になる加入料は年払いとします。

口数	1口	2口	3口	4口	5口
年額	2,800円	5,600円	8,400円	11,200円	14,000円

また、パナソニックEW友の会は別途に保険料の一部と事務費を援助負担いたします。入院見舞金はパナソニックEW友の会が規定金額を負担します。

8. 加入料の不返還

お納めいただいた加入料は、加入又は更新日以降脱退などの理由がある場合でも払い戻しいたしません。

9. 死亡保険金または高度障害保険金のお支払い

加入者が加入期間中に死亡または高度障害の状態になられたときは死亡保険金または高度障害保険金として加入口数1口当たり100万円をそれぞれの受取人にお支払いします。

10. 入院見舞金のお支払い

加入者が病気・ケガ等により5日以上入院されたときは、入院日数と加入口数により、別表2の通り、入院見舞金をお支払いします。

11. 保険金の受取人

高度障害保険金の受取人は加入者としてします。加入者が死亡の時は労働基準法施行規則第42条～第45条に定める順位によりお支払いします。(配偶者・子・養父母・実父母・孫・祖父母・兄弟姉妹の順)

なお、同じ順位の方が2人以上あるときは代表者1人を定めていただき、この方に受取人の代理をしていただきます。

(代理店、またはその代理人が受け取ることはできません)

12. 請求手続とお支払い

この制度の加入者または受取人は保険金の受取事由が発生したとき、請求に必要な書類をとりそろえ、パナソニックEW友の会事務局にそのつど請求するものとします。保険金は特別の事情がない限り請求に必要な書類がパナソニックEW友の会事務局に到着してから20日以内を目安に受取人にお支払いします。

13. 請求に必要な書類

請求に必要な書類は次の通りです。

1. 死亡保険金請求の場合

- ①保険金・給付金請求書(所定用紙) ……………1通
- ②死亡診断書または死体検案書 ……………1通
- ③加入者と受取人の戸籍抄本
(加入者を抹消してあるもの) ……………1通づつ
- ④不慮の事故による場合には事故証明
事故状況報告書(所定用紙) ……………1通
- ⑤受取人が複数の場合には代表受取人
選任届(所定用紙) ……………1通
- ⑥受取人の印鑑証明書 ……………1通
- ⑦脱退通知書

2. 高度障害保険金請求の場合

- ①保険金・給付金請求書(所定用紙) ……………1通
- ②障害診断書(所定用紙) ……………1通
- ③不慮の事故による場合には事故証明
事故状況報告書(所定用紙) ……………1通
- ④受取人の戸籍抄本 ……………1通
- ⑤受取人の印鑑証明書 ……………1通
- ⑥脱退通知書

3. 入院見舞金請求の場合

- 退院証明書写し等入院日数の
記載された病院が発行した書類 ……………1通

14. 保険金をお支払いできない場合

1. 死亡保険金について

- イ. 加入日から1年以内の自殺
- ロ. 死亡保険金受取人の故意
- ハ. 保険契約者の故意
- ニ. 戦争その他の変乱
- ホ. 加入の際、被保険者が故意または重大な過失により、事実を告げなかったり不実のことを告げたとき

2. 高度障害保険金について

- イ. 被保険者の故意
- ロ. 保険契約者の故意
- ハ. 高度障害保険金受取人の故意
- ニ. 戦争その他の変乱
- ホ. 加入の際、被保険者が故意または重大な過失により、事実を告げなかったり不実のことを告げたとき

3. 加入者の所属する会社がパナソニックグループと代理店契約を解約したのち、9. 10の事由が発生したとき

4. 加入者が代理店との雇用関係が失われたのち、9. 10の事由が発生したとき。

5. 代理店または加入者が脱退したのち、9. 10の事由が発生したとき。

15. 権利の保護

加入者が保険金請求権を他人に譲渡し、またこれに担保権を設定してはならないものとします。

16. 保険料の払込み

お納めいただいた加入料は、この制度のための保険契約の保険料としてパナソニックEW社を通じて保険会社に一括して払込まれます。

17. その他

その他、この規定に定められていない事由については、そのつど当事者が協議して決定します。

18. 既定の変更

この規約は社会情勢の変動、その他、重大なる事由が発生した場合には改廃することがあります。

別表 1

(1口あたり)

種別	等級	給付事由	給付額
高度障害保険金	第1級	1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの	100万円
		2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの	
		3. 中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの	
		4. 胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの	
		5. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの	
		6. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの	
		7. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの	
		8. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの	

別表 2

入院お見舞金 (円)				年間限度額	
入院日数	5日~29日	30日~59日	60日以上		
加入口数	1口	30,000	50,000	70,000	14万円
	2口	35,000	55,000	75,000	15万円
	3口	40,000	60,000	80,000	16万円
	4口	45,000	65,000	85,000	17万円
	5口	50,000	70,000	90,000	18万円